

(1) 指定の概要

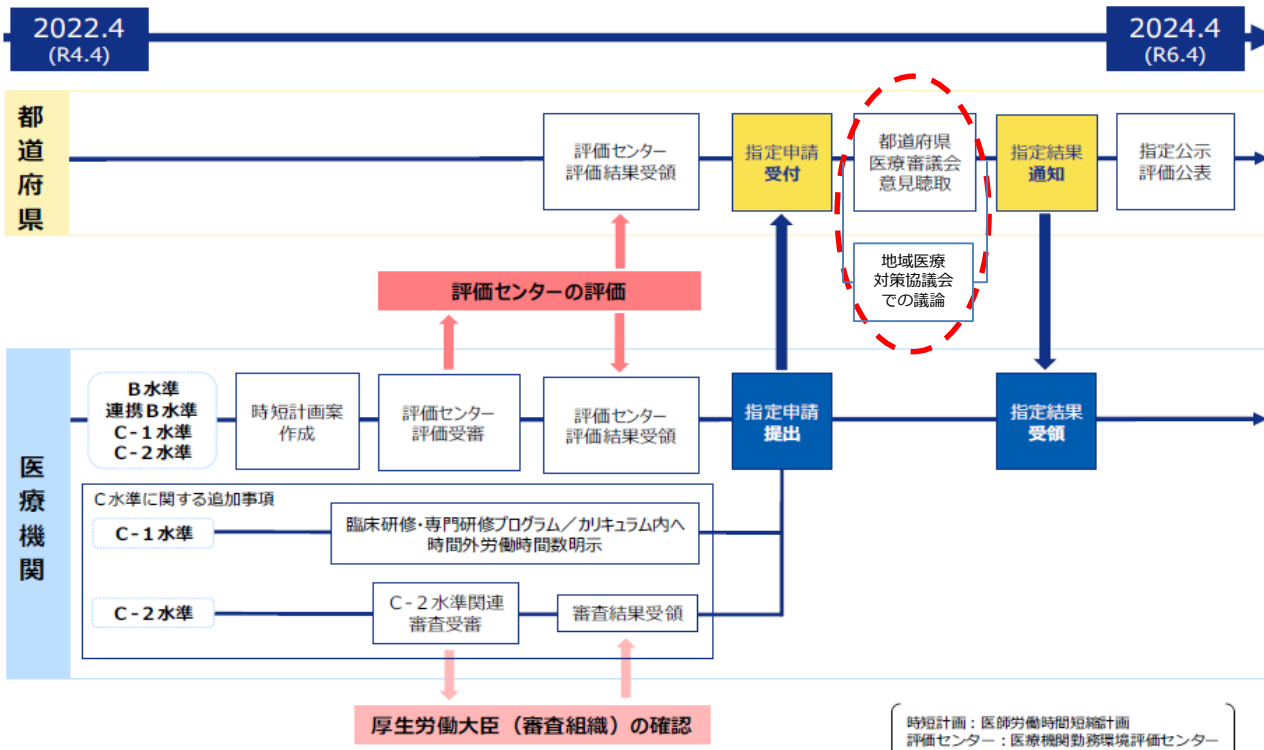
- 令和6年4月から医師に対する時間外労働の上限規制が適用されるにあたり、地域医療確保又は集中的技術向上の観点から、年960時間を超える時間外労働をさせる必要がある医療機関は、都道府県の指定を受ける必要がある

医療機関に適用する水準	年の上限時間
A（一般労働者と同程度）	960時間
連携B（医師を派遣する病院）	1,860時間 ※2035年度末を目標に終了
B（救急医療等）	1,860時間
C-1（臨床・専門研修）	
C-2（高度技能の修得研修）	

（令和4年度第1回都道府県医療勤務環境改善担当課長会議（厚生労働省）資料より抜粋）

(2) 指定までのイメージ

- 指定に当たって、都道府県知事はあらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない（改正医療法第113条）
- また、指定に関する実質的な議論については、地域医療対策協議会等の場で行うことを想定（医師の働き方改革の推進に関する検討会 中間とりまとめ（令和2年12月22日））



（令和4年度第2回都道府県医療勤務環境改善担当課長会議（厚生労働省）資料より抜粋し一部追記）

(3) 現在の各医療機関の状況

いずれも令和4年度に県が医療機関（病院 67か所及び有床診療所 45か所）に対して行った状況調査により確認した内容
（令和4年9月末時点）

○指定申請の意向がある医療機関

7 医療機関 ※詳細な状況について精査・確認中

○時間外上限規制の適用による影響

- ・ 令和6年4月（上限規制適用）以降に年間1,860時間を超える休日・時間外勤務が見込まれる医師はいない
- ・ 時間外上限規制の適用を理由とした派遣の取止め・縮小の予定はない

○宿日直許可の取得・申請状況

右表のとおり

（宿日直許可取得により、当該勤務については時間外労働時間に換算されない）

宿日直許可の取得・申請状況

分類	病院	有床診
許可取得済み	24	3
申請予定	34	0
申請予定なし	5	15
不明・未回答	4	27
計	67	45

(4) 今後の対応

- ・ 現時点における本県の想定スケジュール（次頁別表）を県内医療機関に周知し、申請・指定に向けた準備を進めるとともに、厚生労働省や医療勤務環境評価センターから今後示される追加情報により、詳細なスケジュールを調整・更新
- ・ 申請があった医療機関の指定に関して、地域医療対策協議会の場で議論
→令和5年度は2回（10月頃及び2月頃）御議論いただく予定
- ・ 県内医療機関に、制度の再周知等を行い、引き続き適切な労務管理を行うよう要請

【別表】指定に向けた本県の想定スケジュール

※R4年9月末時点の想定スケジュールであり、今後の追加情報により、詳細な内容に変更・更新する予定

時間外上限規制等の適用

